

協議会への情報提供・事務局への事務連絡

資料 4

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
子ども		協議会への情報提供 事務局へ連絡事項	5歳児健康診査（発達相談）の拡充について、県全体で取組むと、市町村も実施しやすいようなので、島根県でも5歳児の健康診査推進を積極的にできないかと思います。 【別紙④のとおり】	健康推進課	島根県では早期からの支援を重視し、3歳児健診までの健診に対応した乳幼児健診マニュアルを作成しています。 5歳児健診は発達障害などに気づき、就学に向けての準備や適切な対応のためにも有効なことは理解していませんが、医師等専門職の確保や健診体制整備など課題も多く有ることも承知しています。 現状では多くの市町村が4～5歳児健診、年中児への発達アンケート、保育所巡回などそれぞれのやり方で早期発見に取り組みでおられ、県では毎年、市町村から取組を報告していただきたき、とりまとめを市町村へ情報提供しているところです。
患者及び感染者等		協議会への情報提供	ハンセン病問題の教育・啓発の取組は厚生労働・文部科学・法務の3省の間で、取組の在り方が問われ、大きく変化する局面です。この中にある島根県の職員・教職員研修の取組は注目されています。	健康推進課	島根県は、島根県藤楓協会と協力して、ハンセン病問題に関する理解を促進するための啓発活動に取り組んでいます。
性的指向、性自認等（LGBT等）		協議会への情報提供		人権同和教育課	県教育委員会では、平成27年度より教職員を対象とした長島愛生園への訪問研修を実施しています。例年は2回（浜田・松江発）の研修を実施しており、約500名が参加しています。資料や施設見学などを通してハンセン病に関する教職員研修への理解を深めています。また、令和4年度までにすべての学校で教職員研修を実施するよう、校長会等で周知しています。あわせて、教職員には「人権学習で身に付けさせたい資質・能力の例」を示し、ハンセン病回復者等への人権侵害を事例とするなどして、児童生徒が「差別をしない生き方」を主体的に選択できるよう、人権学習を工夫していただいています。
様々な人権課題		協議会への情報提供	同封する【別紙⑤のとおり】のようにより、日本地方自治体では118自治体がパートナーシップ制度を導入した。先日は佐賀県も導入し、全人口の4割以上をカバーしている。ぜひ島根県でも導入してほしい。	人権同和对策課	県レベルでは5府県で導入されているが、今後、導入県に実施状況や効果、課題など聞き取り調査に行く予定としています。
		協議会への情報提供	下東川津町で近所トラブルによる殺人未遂事件があった。こうした近所に迷惑をかける人への対応を考えたい。	警務課	個別の事件に関して申し上げることはできませんので、一般的な話になってしまいますが、ご近所トラブルについては騒音、ペット関連、ゴミの投棄、無断駐車、敷地の境界など様々な問題があります。 警察では、トラブルの内容に応じて、市町村を始めとする関係機関等と連携し、必要な対応を行っております。警察への相談は、最寄りの警察署・交番・駐在所のほか、警察相談専用電話「#9110」へご相談ください。緊急の際は、110番通報してください。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
様々な人権課題		協議会への情報提供	本年夏、外国技能実習生逮捕の事実の際して、その「実名報道」が問題となりました。今後の検討課題と思われれます。	人権同和対策課	少年法など法律によって実名報道を行わない場合もありますが、警察・マスコミについてはそれぞれその基準で実名報道の判断されているところです。
様々な人権課題		事務局へ連絡事項	次の用語については、それぞれ読み替えをご検討ください。①「ハンセン病」→「ハンセン病問題」、②「外国人児童・生徒」→「外国人及び外国にルーツを持つ児童・生徒」	健康推進課	島根県では、ハンセン病に関わる諸問題について「ハンセン病問題」と表記しています。
同和問題	II-5-④、⑥	隣保館補助事業について	隣保館事業へのご理解と御支援を今後ともよろしくお願いいたします。	教育指導課	教育指導課では、国籍にかかわらず教育を受ける際の学習言語となる日本語の習得に課題のある児童生徒への支援を、国事業も活用しながら講じており、その該当児童生徒について国の表現にあわせ「外国人児童生徒等」と表現しています。
		事務局へ連絡事項	この連絡票ですが、2の①②の枠がせまく、いづれも書きつらく思っています。少しでも書き易くなるよう改善してもらえると嬉しいいです。	人権同和対策課	隣保館は、地域社会において福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点施設として、重要な役割を担っていると考えられています。各種相談事業や人権課題解決のための事業を推進できるよう今後も支援してまいります。
		事務局へ連絡事項	進捗状況を検討するときに、評価の見える化が重要だと思います。26ページにわたり、文字をおつての状況確認(詳細な記載により、施策推進に向けての実施状況が理解できるので、必要なこととして見える化(図表化)できる部分は、別資料として添付して頂けると理解がしやすくなると思います。	事務局	改善するよう、検討します。
		事務局へ連絡事項		事務局	改善するよう、検討します。

【別紙 4】

2. ①質問事項／②説明を求めたい事項

26 ページ

③特別支援教育の推進に関して：

「障がいのある児童生徒の自立と主体的な社会参加の実現」とあるが、障がいによっては、例えば重症心身障害児など、現代の社会においては自立や社会参加にほど遠い、あるいは自立や社会参加の機会が極めて限定的である場合がある。こうした子どもたちや家族らが一生涯を通じて幸福に生きられるために、自立や社会参加の実現とは別の理念はないだろうか。そうしたことも、将来的に基本方針に盛り込むようにできないだろうか。

3. ②事務局へ連絡したい事項

人権教育・啓発の推進とは趣旨がずれるかもしれないが、特別支援教育に係る取組についてである。隣接する鳥取県では平成 18 年に「受診サポート手帳」を作成し、平成 19 年から鳥取県のすべての市町村で 5 歳児健康診査（発達相談） が行われるようになった。

この 5 歳児健康診査の試みは全国に広まり、島根県松江市では平成 23 年に開始した。松江市教育委員会／松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」では『すくすく！子育て手帳』を作成し、「5 歳児健康診査について」という項目で情報提供している。また、出雲市では平成 27 年に年中児発達相談事業を始めた。

島根県内ではこのように 5 歳児健康診査の取組を導入している自治体がある一方、そうでない自治体もある。子どもや保護者への支援の取組について、県で推奨し、各市町村で実施に向けて検討してもらおうという、具体的な行動目標を設定することも県の役割ではないだろうか。県が主体となって啓発活動を進めていただけないかと思う。

こうした 5 歳児健康診査は、子どもを障害の有無でスクリーニングするのではなく、保護者も教育関係者も、障害についての正しい理解を深めるためのものであり、5 歳以降に続く子どもの教育をよりよくする指標として用いられるものである。そして、発達相談は孤立しがちな保護者や家族を支援する機会にもなりうる。そうした意味でも、保護者の協力を得るために、県と市町村が一体となって、5 歳児健康診査への正しい理解を県民の皆様に広めていただければと思う。

(裏面に参考資料)

〔5歳児健康診査（発達相談）に関する参考資料〕

小枝達也「5歳児健診：20年間の経験」https://www.jstage.jst.go.jp/article/ninchishinkei/kagaku/19/1/19_7/pdf

厚生労働省「第三章 健診・発達相談等の実際」https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/h7_03a.html

厚生労働省「第四章 健康診査ツール」https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken07/h7_04a.html

〔重症心身障害児を理解するための参考資料〕

うな^い垂髪あかり『〈ヨコへの発達〉とは何か―障害の重い子どもの発達保障―』2020年、日本標準。

以上

